

<医療法人>

A26 理事に対して貸与する社宅が、社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない、いわゆる豪華社宅である場合は、時価（実勢価額）が賃貸料相当額となります。

いわゆる豪華社宅であるかどうかは、床面積が240㎡を超えるもののうち、内外装の状況等各種の要素を総合勘案して判定します。なお、床面積が240㎡以下のものについても、プール等の設備があるものや理事個人の嗜好を著しく反映した設備等を有するものは豪華社宅に該当します。